

令和6年度看護業務改善のための ICT 導入アドバイザー派遣事業における モデル施設募集要領

1 事業の趣旨・目的

看護業務の効率化・省力化に関する ICT 導入を検討・実施する病院に対して県がアドバイザーを派遣することで当該病院における ICT 導入計画策定を支援する。

また、アドバイザー派遣対象病院をモデル施設として、ICT 導入計画策定方法や導入後の活用方法・成果を広く県内の医療機関に示すことにより、看護業務に係る ICT の普及促進を図る。

2 モデル施設が実施する事業内容

モデル施設に選定された病院は、以下の内容を実施する。

(1) ICT 導入による看護業務改善計画の策定

アドバイザーとの協力のもと、看護職員が従事する業務（例：入院患者のバイタルデータの記録、看護記録の作成）の業務効率化・省力化に資する ICT の導入を2年以内に開始することを前提とした看護業務改善計画を策定すること。

(2) 導入効果の検証・報告

(1) で策定した計画に基づいた ICT 導入後の効果（例：残業時間の減少、患者への直接ケア時間の増加）について検証を行い、別途定める報告書により、モデル施設選定の年から3年間報告すること。

(3) 普及促進への協力

以下の普及促進活動について、モデル施設選定の年から3年間協力すること。

ア ICT 導入に関する他病院からの見学を受け入れること。

イ ICT 導入に関する他病院からの照会等に応じること。

ウ 地域や職域における医療に関する会議・コミュニティにおいて積極的に ICT 導入に関する手法や成果を発信していくこと。

エ 年度末に予定している県主催の成果報告会において、事例報告を行うこと。

3 アドバイザーによる支援内容

モデル施設は、主に次に掲げる項目について、アドバイザーから支援・助言を受ける。

(1) 看護業務に係る課題の分析

(2) 看護業務改善に適切な ICT の選択

(3) ICT 導入による看護業務改善計画の策定

(4) ICT 導入の際に予想される課題解決の想定準備

(5) 県主催の事例発表会での発表準備

4 アドバイザーの派遣を受ける期間

アドバイザーの派遣期間は、派遣決定・モデル施設選定の日からその年度に属する3月末までとする。

5 募集対象施設及び募集数

(1) 募集施設は、以下の項目を満たしていること。

ア 埼玉県内に所在する200床以下の病院

イ 急性期、慢性期、回復期のいずれかの医療機能を有し、該当する医療機能の病床・病棟に対してICTによる看護業務改善を行おうとしていること。

(2) 募集数

7施設

6 応募資格

5の施設を運営し、かつ「2 施設が実施する事業内容」を実施できること。

7 応募方法

本事業に応募する者は、以下の書類を電子データにより提出すること。

(1) 提出書類

ア 埼玉県看護業務改善のためのICT導入アドバイザー派遣事業におけるモデル施設選定申請書(様式第1号)

イ ICT導入意向に関する調書(別紙1)

ウ 申請年の前事業年における貸借対照表・損益計算書

(2) 提出期限

令和6年6月6日(木)午後5時00分 必着

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

埼玉県保健医療部医療人材課 看護・医療人材担当

メールアドレス：a3560-01@pref.saitama.lg.jp

8 選定方法

上記7の提出書類を審査し、選定する。

選定結果については、全ての応募者に電子メールにより通知する。

9 選定のポイント

(1) 看護業務における現状の課題への考え方

(2) 看護業務の改善に係る意欲・姿勢

(3) ICT導入を確実に実行できる予算状況

(4) ICT機器の活用への意欲

(5) 県が実施するICT導入による看護業務効率化に向けた普及促進に対する協力意思
なお、選定の際には、上記以外に施設規模や病床機能等について考慮の上、総合的に判断する。

10 スケジュール（予定）

- (1) モデル施設応募申請書受付
令和6年5月16日（木）から6月6日（木）まで
※期間中にオンラインによる事業説明会を実施
- (2) モデル事業所の選定結果通知
令和6年6月中旬
- (3) アドバイザー派遣・看護業務改善計画策定活動の実施
令和6年6月中旬～令和7年3月
- (4) 成果発表会への参加等
令和7年2月下旬～3月中旬

11 申請者の失格

次のいずれかに該当する場合には、申請を受け付けないこととする。

また、モデル施設として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、又は該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消し、アドバイザー派遣に係る実額を請求する。

- (1) 応募資格の各項目を満たしていないとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) アドバイザーが申請者の実務を行う又は申請者に取引先を斡旋するなど、申請内容が本事業の趣旨にそぐわないと認められるとき。
- (4) 業務改善計画が資格認証取得などを目的とした内容で、アドバイザーの派遣に係る経費がその取得のための経費の一部に当てられることが明らかなき。
- (5) 申請者とアドバイザーが顧問契約あるいはそれと同等と判断される関係にあり、派遣がその業務の一環であると認められるとき。
- (6) 選定されたアドバイザーが、申請者の法人及び関連法人等に現に属しているとき。
- (7) アドバイザー派遣以外の制度を活用した方が、課題を解決できると認められるとき。
- (8) 破産等、補助対象事業の履行が困難と認められるに至ったとき。
- (9) 選定の公平性を害する行為があったとき。
- (10) 前各号に定めるもののほか、申請及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があったとき。

12 その他

- (1) 申請に関する費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 選定の経過は非公開とする。

13 問合せ先

埼玉県保健医療部医療人材課 看護・医療人材担当
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話:048-830-3543 メールアドレス:a3560-01@pref.saitama.lg.jp

附 則

この要領は、令和6年5月16日から施行する。